第三十一条の四	［略］	［略］
	及び住所	、住所及び本人確認番号
	［略］	［略］
第三十一条の五	及び住所	、住所及び本人確認番号
	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五条　改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十三条の六第一項第五号並びに第二項第一号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十三条の六第一項第一号	及び住所並びにその者と加入者又は加入者であつた者との続柄	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係
［略］	［略］	［略］
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］

第三十一条の四	［同上］	［同上］
	及び住所	、住所及び基礎年金番号
	［同上］	［同上］
第三十一条の五	及び住所	、住所及び基礎年金番号
	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五条　改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十三条の六第一項第五号並びに第二項第一号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の六第一項第一号	及び住所並びにその者と加入者又は加入者であつた者との続柄	、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］